

(別紙)

諮問番号：令和3年諮問第12号

答申番号：令和4年答申第1号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人に対しなした法第63条の規定による次の費用返還決定処分について、いずれも処分庁の裁量権を逸脱し、又は濫用した違法な処分であるとして、これらの処分の取消しを求めるものである。

(1) 令和2年5月11日付け費用返還決定処分（以下「本件処分①」という。）

(2) 令和2年11月27日付け費用返還決定処分（以下「本件処分②」という。）

### 第3 審査請求に至る経過等

1 平成26年10月1日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。

#### 2 本件処分①について

(1) 平成28年3月29日、処分庁は、審査請求人の妻（以下「妻」という。）の障害年金の受給申請に係る委任状を受理し、同月31日、同福祉事務所に派遣されている年金検討員に妻の障害年金の受給資格の確認を依頼した。その後、平成30年7月13日、処分庁は、審査請求人から、妻の障害年金の受給申請の状況について問合せを受け、当該年金検討員に確認したところ、この間、本件手続が進んでいなかったため、以降、障害年金の受給手続が進められることとなった。

(2) 平成31年3月20日、厚生労働大臣は、(1)の受給申請について、年金受給権を取得した年月を平成26年3月とし、同年4月から支給を開始するとする障害年金（障害基礎年金）に係る年金決定を行い、これを妻に通知した。これにより、妻は、令和元年5月15日、平成26年4月から平成31年3月までの5年間分の障害年金の遡及受給分として合わせて○円の支払を受けた（このとき受給した障害年金を以下「本件遡及年金」という。）。

(3) 令和元年5月28日、処分庁は、審査請求人から(2)の事実についての申告を受け、収入申告書並びに本件遡及年金が振り込まれた通帳及び年金支払通知書の各写しを受理した。

- (4) 令和元年6月25日、処分庁は、審査請求人に対し、本件遡及年金については、法第63条の規定による返還請求を行うこととなる旨を説明したところ、自立更生費として、自宅の浴室に設置するシャワーの購入費及び同設置工事費（以下「シャワー購入費等」という。）を返還請求額から控除することを検討してほしい旨の申出を受けた。
- (5) 令和元年9月19日、処分庁は、(4)で申出のあったシャワー購入費等を自立更生費として返還請求額から控除することはできないと確認し、本件遡及年金の全額について、法第63条の規定による費用返還決定処分を行い、同月30日、審査請求人に対し、同決定処分に係る決定通知書を送付した。
- (6) 令和元年10月23日、処分庁は、〇市〇課（以下「〇市本庁」という。）との協議に基づき、(5)の決定処分を取り消して、その控除対象となるべき自立更生費について再検討する方針を確認し、同月24日、その旨を審査請求人に説明した上で、シャワー購入費等その他控除を求める費用に係る見積書の提出を求めた。
- (7) 令和元年12月3日、処分庁は、審査請求人から、(4)で申出のあったシャワー購入費等のほか、新たに浴槽の購入費（浴槽の高さを低いものに替えることに伴うもの）及び同設置工事費（以下「浴槽購入費等」という。）の見積書を受理した。
- (8) 令和元年12月26日、処分庁は、妻の主治医から、自立更生費の判断資料として病状把握等調査表を受理した。また、審査請求期間を踏まえ、同日、(5)の決定処分を取り消した。
- (9) 令和2年2月6日、処分庁は、〇市本庁との協議を受けてケース診断会議を開催し、シャワー購入費等については自立更生費として本件遡及年金からの自立更生費控除を認め、浴槽購入費等についてはこれを認めない方針を確認し、その旨を審査請求人に説明した上で、シャワー購入費等のみの見積書を再度提出するよう依頼した。
- (10) 令和2年3月9日、処分庁は、審査請求人の長女（以下「長女」という。）から、自立更生費として、リハビリ用具の購入費を返還請求額から控除することを検討してほしい旨の申出を受けたことから、同用具等の見積書の提出を依頼した。  
（なお、この申出に係る控除が、本件遡及年金と3の(3)の本件葬祭費のいずれの資力についていうものであったのかについては、処分庁と審査請求人との間に認識が異なる部分がある。）
- (11) 令和2年4月3日、処分庁は、審査請求人及び長女に対し、(9)により依頼したシャワー購入費等及び(10)により依頼したリハビリ用具の購入費に係る各見積書について改めて提出するよう促したところ、同月16日、シャワー購入費等の見積書を受理した。
- (12) 令和2年5月11日、処分庁は、審査請求人に対し、本件遡及年金〇円からシャワー購入費等〇円を控除した額である〇円を返還請求額とする本件処分①を行い、同月15日、本件処分①に係る決定通知書を審査請求人に交付した。
- (13) 令和2年6月18日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分①の取消しを求める本件審査請求を提起した。

### 3 本件処分②について

- (1) 平成30年10月16日、処分庁は、審査請求人から、その母（以下「亡母」という。）の葬祭扶助に係る保護変更申請書を受理した。
- (2) 平成30年11月12日、処分庁は、同年10月1日付けで、葬祭扶助として、○に対する○円の支払を決定した。
- (3) 平成30年11月20日、京都府後期高齢者医療広域連合長は、審査請求人からの申請に基づき、後期高齢者医療葬祭費に係る医療給付支給決定を行い、審査請求人に通知した。これにより、審査請求人は、同月30日、5万円の給付を受けた（このとき受給した後期高齢者医療葬祭費を以下「本件葬祭費」という。）。
- (4) 平成30年12月3日、処分庁は、審査請求人から(3)の事実についての申告を受け、及び同年10月13日に、亡母の骨箱、仏衣一式及びお棺用布団代（以下「葬祭関係費用」という。）として○円を審査請求人が負担したことを聴取した。
- (5) 令和2年7月10日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件葬祭費について法第63条の規定による返還決定処分を行うこと、その際、保護世帯から要望のあったリハビリ用具等（1の(10)のリハビリ用具を含む。以下同じ。）の購入費○円を自立更生費として返還請求額からの控除を認めることを確認し、同月21日、処分庁は、審査請求人に対し、本件葬祭費5万円からリハビリ用具等の購入費の○円を控除した額である○円を返還請求額とする費用返還決定処分を行い、同年8月3日、審査請求人に対し、同決定処分に係る決定通知書を交付した。
- (6) 令和2年11月4日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、(5)の決定処分を取り消して、その控除対象となるべき自立更生費について再検討する方針を確認し、同月18日、審査請求人に対し、当該決定処分の取消決定通知書を送付した。
- (7) 令和2年11月19日、処分庁は、同福祉事務所内で協議し、自立更生費控除の対象として、(5)の決定処分において控除したリハビリ用具等の購入費に加えて葬祭関係費用を認める方針を確認し、同月26日、(5)のリハビリ用具等の購入費○円に(4)の葬祭関係費用○円を加えた○円を本件葬祭費5万円を超えない範囲内で自立更生費として控除の上、返還請求額を零円とする本件処分②を行い、同年12月9日、審査請求人に対し、本件処分②に係る決定通知書を送付した。
- (8) 令和3年1月22日、審査請求人は、本件処分②の取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

###### (1) 本件処分①について

###### ア 浴槽購入費等に係る自立更生費控除を認めないことの違法性について

(ア) 保護世帯に係る妻は、下肢に障害があり、自宅にある壁面の高い既設の浴槽に浸かることができないため、浴槽購入費等に係る自立更生費控除が認められず、壁面の低い浴槽に改装されないままでは、自宅で入浴できない。

また、週2回の通所介護による入浴についても、○の悪化により外出が困難であり、これを支障なく受けることが不可能な実態にある。

よって、壁面の低い浴槽への改装により妻が自宅で入浴することができるよ

うにすることは、妻の主治医2人による診断書（令和3年1月8日付け「弁明書に対する反論書2」に添付されたもの）による所見に鑑みても不可欠であるが、それにもかかわらず、処分庁が浴槽購入費等に係る自立更生費控除を認めないことは、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるから、違法の評価を免れない。

- (イ) 審理員意見書においては、処分庁の本件処分①を適法とする評価の要素として、社会福祉協議会の住宅資金貸付制度であれば年金収入から必要経費の控除が可能であると処分庁が確認した事実があったことをいうが、審査請求人及び妻は、この制度の存在を知らず、処分庁から教示を受けたこともないから、かかる事実を重視して、浴槽購入費等に係る自立更生費控除を認めないとする処分庁の判断を是認することは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである。

また、審理員意見書においては、通所介護による入浴が本人の希望があれば増やせるという事実を重視して処分庁の判断を是認しているが、(ア)のとおり、妻は○のため外出が困難である以上、そのような希望がなされる余地はないから、このような判断は、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである。

- (ウ) よって、浴槽購入費等○円は自立更生費控除の対象として認められるべきである。

イ リハビリ用具等の購入費に係る自立更生費控除を認めないことの違法性について

- (ア) 処分庁は、リハビリ用具等の購入費は、長女からの申出どおりに本件処分②において本件葬祭費に係る返還請求額から自立更生費として控除したのであるから、本件処分①は適法かつ適正であると主張するが、処分庁において本件処分②を基礎付ける事実とされた本件葬祭費5万円は、(2)において述べるとおり、その給付目的どおりに全て支出したものであって、法第63条にいう資力ないし収入に当たらないから、処分庁の当該主張は理由とならない。

- (イ) 審理員意見書においては、リハビリ用具等の購入費の見積書について、処分庁が提出を求めたにもかかわらず、本件処分①がなされるまでに提出がなされなかったとする処分庁の主張事実を認定しているが、審査請求人は、リハビリ用具等のカタログのコピーに印を付けた資料をシャワー購入費等の見積書（第3の2の(11)によるもの）と同時に提出している。つまり、処分庁は、審査請求人から必要な資料を受領しておきながら、本件処分①に係る処分時にリハビリ用具等の購入費に係る自立更生費控除を認めないとの判断をしたものである。

かかる判断は、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである。

また、審理員意見書においては、第3の2の(10)の事実に関し、長女が、本件葬祭費に係る返還請求額から自立更生費としての控除の申出を行ったとする処分庁の主張事実を認定しているが、これは事実誤認であり、同福祉事務所の

担当者が本件処分②に係る本件葬祭費5万円からの自立更生費控除扱いとすることでよいかを確認したことへの応答として、長女は、「その5万円は、弟が立て替えた葬祭関係費用の返済に使用し、手元がない」旨を説明し、その案ではリハビリ用具等は購入できないと説明したという経過が真実である。

審理員がかかる誤った事実認識に基づき当該自立更生費控除を認めないことを是認する心証を抱いたのであれば、そこには重大な錯誤がある。

(ウ) よって、リハビリ用具等の購入費は、本件処分②ではなく、本件処分①に係る自立更生費控除の対象として認められるべきである。

#### ウ 結論

以上のとおり、本件処分①には事実誤認かつ法的評価の誤りがあるから、本件処分①は、法第63条の規定に違反した違法な処分である。

#### (2) 本件処分②について

本件葬祭費は、葬祭のために特別の給付を行うものであり、法第63条にいう資力ないし収入に該当すると判断することは違法である。仮に、一般論として資力ないし収入に該当するとしても、審査請求人は、処分庁が○に直接支払った○円のほか、当該葬祭に関係する経費として、処分庁が本件処分②の自立更生費として控除した葬祭関係費用○円を含む計○円を支出しており、本件葬祭費として支給された5万円はこれらの原資として現に使用し尽くしている以上、そもそも資力ないし収入としては存在せず、保護費の過払が発生したと判断する余地はない。

よって、本件処分②には事実誤認かつ法的評価の誤りがあるから、本件処分②は、法第63条の規定に違反した違法な処分である。

### 2 処分庁の主張

#### (1) 本件処分①について

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）の1の(2)によれば、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して「厳格に対応」することが求められている。

浴槽購入費等については、処分庁は、妻の主治医から、妻の身体状況等につき意見を徴した上で、京都市本庁との協議を経て、最低限度の生活維持に必要不可欠とまではいえないと判断したものである。なお、リハビリ用具等の購入費については、本件処分①を行う時点で、その見積書の提出がなかったことから、本件処分①に係る自立更生費控除の対象としては検討していないが、長女の申出どおりに、本件葬祭費に係る返還請求額から自立更生費として控除している。

よって、本件処分①は適法かつ適正なものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

#### (2) 本件処分②について

法第63条は、費用返還義務について規定するところ、処分庁は、審査請求人が本件葬祭費5万円を受領したことを確認したことから、本件葬祭費について同条の規

定に基づく返還請求を行うこととした上で、自立更生費控除の対象としてリハビリ用具等の購入費に加えて葬祭関係費用を認め、返還請求金を〇円とする本件処分を行ったものである。

本件処分は適法かつ適正なものであり、審査請求の利益はないことから、本件審査請求については、これを却下するとの裁決を求める。

## 第5 本件に係る法令の規定等

### 1 法令の規定

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と保護の基準を定めている。そして、法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と必要即応の原則を定め、生活保護制度を機械的に運用するのではなく、個々の要保護者の実情に即して、有効適切な保護を行うことを要求している。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。同条にいう「資力」とは、基本的に法第4条第1項にいう「資産」と同義であり、積極財産の総称をいうものと解されている。また、その受けた保護金品に相当する額を一律に返還させるのではなく、その金額の範囲内で返還額を決定することとしている。

(3) 葬祭扶助に関し、法第18条第1項は、「葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同項各号において、検案（1号）、死体の運搬（2号）、火葬又は埋葬（3号）及び納骨その他葬祭のために必要なもの（4号）が定められている。

また、本件葬祭費に関し、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第32号。以下「後期高齢者医療条例」という。）第2条は、「被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。」と規定している。

### 2 関係通知等

(1) 法第63条の規定による費用返還の対象額については、平成24年課長通知の1の(1)において、「原則、全額を返還対象とする」とされた上で、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される場合には、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされている。

この「次に定める範囲」のうち、自立更生費の取扱いについては、平成24年課長通知の1の(1)の④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充

てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が定めた額」をその控除額としている。

- (2) 一方、法第63条の規定による費用返還に関する控除の取扱いのうち、特に、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、平成24年課長通知の1の(1)の⑤において、「④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取り扱うこと。」として、(1)の基準による「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」かどうかの基準（以下「一般的取扱基準」という。）によらず、平成24年課長通知の1の(2)の基準（以下「遡及年金に係る取扱基準」という。）によるとされ、具体的には、次のとおり定められている。

ア 「資力の発生時点は、年金受給権発生日」であり、年金受給権発生日が保護開始前となる場合の返還額は、「既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」（平成24年課長通知の1の(2)の(ウ)）

イ 自立更生費等の控除については、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」（平成24年課長通知の1の(2)）とされ、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に保護の実施機関に相談のあった、『真にやむを得ない理由』により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」（平成24年課長通知の1の(2)の(イ)）。

- (3) 法第63条が、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還額を決定することとしているのは、法の目的が、生活に困窮している者の最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することとしていること（法第1条）から、保護金品が被保護者の自立に資する場合には、その返還を免除することが法の目的に適うからである。また、自立更生費控除の対象物品の選択も、被保護者をよく知る保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていることは明らかであるところ、法の趣旨・目的に鑑みれば、個別・具体の事案における自立更生費控除の検討に当たり重視すべきは、審査請求人が希望する保護金品が当該審査請求人の自立に資するものか否かという点にある。

かかる意味において、法第63条の規定に基づく返還額の決定について有する処分庁の裁量は全くの自由裁量ではないのであり、処分庁の裁量権の行使において、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量の逸脱又は濫用となるというべきとされている（最高裁判所判決平成18年2月7日民集60巻2号401頁参照）。

- (4) 葬祭扶助の支給額については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表第8において定めがあり、火葬に要する費用（同表の2）及び自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額（同表の3）について一定額を超える場合の特例額の定めがあるほか、最低限度の葬祭に要する費用として葬祭地の区分に応じた一律の基準額を支給する旨、規定している（同表の1）。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分①について

(ア) 浴槽購入費等に係る自立更生費控除を認めないことの適否について

a 妻は、審査請求人世帯の保護受給中である令和元年5月15日に、本件週及年金〇円を受領しているところ、平成31年3月20日付けの国民年金・厚生年金保険年金証書によれば、妻は、平成26年3月に障害年金の受給権を取得しており、年金受給権発生日は同年4月1日であることから、同日において資力が発生したものと認められる。したがって、審査請求人は資力がありながら保護を受けたといえるため、法第63条の規定により、平成26年10月から平成31年3月分として受給した保護費のうち、資力の限度である〇円の範囲内で処分庁が決定した額を返還すべき義務を負う。

b 処分庁は、第3の2の(5)の決定処分において、シャワー購入費等も含めて一切の自立更生費控除を認めていなかったものの、〇市本庁の指摘を受けて、自立更生費の再検討をすべく当該処分を取り消し、改めて本件処分①を行っている。

本件処分①において、処分庁は、妻が指定難病である〇により身体障害者手帳2種3級を所持し、〇のため精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給資格を取得する可能性のあること、要介護認定2の区分認定を受けていること等の身体及び精神状態であることを把握しており、審査請求人から、週2回の通所介護による入浴だけでは、体質として「あせも」がしやすいとの申出があったこと、自宅の浴室にはシャワーが設置されておらず、障害のある妻には既設の浴槽の利用が困難であることから、妻の健康保持のためにはシャワー購入費等は「真にやむを得ない理由」に該当すると判断したものと認められる。

他方、浴槽購入費等については、上記判断に基づく措置として自宅の浴槽にシャワーが設置される予定であること、新型コロナウイルスの感染拡大後も通所介護を継続し入浴介助を受けていたとの事実、また、本件処分時までに入手することができた妻の主治医の意見をも参照した上で、新しく浴槽の設置をしなくても妻の身体の清潔保持は可能であると判断し、「やむを得ない理由」には該当しないとして自立更生費控除を認めなかったものである。

c 浴槽購入費等に係る自立更生費控除の検討に当たり、処分庁は、浴槽購入費等に社会福祉協議会の貸付制度を利用することの可能性を問い合わせ、住宅資金としての貸付けであれば、月々の年金収入から必要経費控除が可能であり、この場合、審査請求人世帯の保護費は変わらないこと、また、デイサービスの入浴介助の回数は、本人の希望があれば増やせることを確認したり、さらに、妻の主治医、担当ケアマネージャー、ガスサービス業者の意見を聴



取し、本庁と複数回連絡を取り合う等、妻にとっての浴槽改修の必要性を多角的・重層的に検討すべく判断資料の収集に努めている。その上で、令和2年4月の段階でも妻の通所介護（入浴介助）の継続が認められること、本件処分でシャワー購入費等が認められて自宅の浴室に設置されることで、妻の身体の清潔保持は可能であることから、浴槽購入費等は認められないと判断したものと認められる。本件処分における自立更生費控除に係る処分庁の判断が、重要な事実の基礎を欠いているとか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているとまでいうことはできない。

d したがって、浴槽購入費用等について、自立更生費としての控除を認めないとした本件処分①は、違法又は著しく不当とまではいえない。

(イ) リハビリ用具等の購入費に係る自立更生費控除を認めないことの適否について

リハビリ用具等の購入費については、長女から口頭による購入希望の申出があったため、その具体的な見積書の提出を依頼したものの、本件処分①までに提出されなかったことから、後日、本件遡及年金とは別の費用返還決定処分において自立更生費として控除したことが認められ、その適否については、当該処分の審査請求手続の中で検討されるべきであり、本件処分①において、これらの控除を求める審査請求人の主張に理由はない。

(ウ) なお、審理員意見書の結論には影響しないものの、障害年金申請手続の委任を受けた処分庁としては、同手続が大幅に遅延していることについて、年金検討員に任せたままにせず、同手続の進捗状況について適時に問い合わせる等、委任された事務を滞りなく遂行すべく努力すべきであったことを申し添える。

イ 本件処分②について

(ア) 法第63条の資力について

後期高齢者医療葬祭費は、後期高齢者保険加入者が死亡した場合、自治体から葬儀を行った人に対して支給されるものであり、○市内における支給額は5万円である。

審査請求人は、保護受給中の平成30年10月12日に、同保険加入者であった亡母の葬祭を執行したことにより、後期高齢者医療条例第2条の規定により本件葬祭費5万円を受給する資格を得た。したがって、同日において当該支給額相当の資力が発生したものと認められ、審査請求人は資力がありながら保護を受けたといえるため、法第63条の規定により、資力の限度である5万円の範囲内で処分庁が決定した額を返還すべき義務を負うこととなる。

よって、審査請求人が受給した後期高齢者医療葬祭費5万円について、法第63条の規定に基づく返還請求を行うことに違法はない。

(イ) 自立更生費控除の判断について

処分庁は、妻には下肢障害があることから、①自宅での筋力増強トレーニングのための機器、②リハビリ用具及び③車椅子使用時のテーブルは、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、社会通念上容認される程度のものであると判断し、これらの購入費を本件葬祭費に係る返還請求額か

ら自立更生費控除として認めたものであり、また、亡母の葬祭関係費用に係る④骨箱・仏衣一式・棺用布団代は、後期高齢者医療条例2条の本来の趣旨・目的に沿った負担であることから自立更生費控除として認めたものであり、その判断に違法又は不当な点は認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、いずれも棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

#### ア 本件処分①について

1の(2)のアに同じ。

#### イ 本件処分②について

1の(2)のイに同じ。なお、処分庁は、本件処分②に係る審査請求については、返還請求額が〇円であることを理由に審査請求の利益がないとして、これを却下するとの裁決を求めるとするが、本件処分②は行政処分である以上、審査請求の利益は認められるものであり、処分庁の当該主張は妥当でない。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年11月2日 審査庁が審査会に諮問（本件処分①及び本件処分②）

令和3年11月30日 第1回調査審議（第2部会）

令和4年2月22日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年3月1日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

### 1 本件処分①について

#### (1) 本件処分①の争点について

本件処分①については、法第63条の規定による費用返還の対象となるべき同条の資力に関し、本件遡及年金に係る資力が妻の年金受給権発生日である平成26年4月1日において発生したことについては争いがないので、その返還額に関し、平成24年課長通知において、「原則、全額を返還対象とする」等（第5の2の(2)）とされている中で、本件処分①に係る自立更生費控除に係る処分庁の裁量判断に合理性を欠くところがなかったどうかについて、以下審査請求人が主張する争点に沿って検討する。

#### (2) 浴槽購入費等に係る自立更生費控除を認めないことの適否について

ア 平成24年課長通知は、法第63条の規定による費用返還における自立更生費控除

の取扱いについて、その対象が「遡及して受給した年金収入」か否かに応じた内容の異なる適用基準を定めており、第5の2の(1)及び(2)のとおり、「遡及して受給した年金収入」に該当しない場合には一般的取扱基準が、該当する場合には遡及年金に係る取扱基準が適用されるとしている。

これを具体的にいえば、処分庁の裁量判断の基準となるべき自立更生費の適用基準が、前者の場合は「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」かどうかを処分庁は合理的に判断すれば足りるのに対し、後者の場合は「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮」し、「厳格に対応することが求められる。」とされた上で、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる」とした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に保護の実施機関に相談のあった、『真にやむを得ない理由』により控除する費用」かどうかを、処分庁は「慎重に必要性を検討すること」とされている。

イ 本件においては、処分庁は、妻の障害等に係る状況（身体障害のほか、○の状況を含む。以下同じ。）を本件処分①に係る基礎事実として、シャワー購入費等○円を遡及年金に係る取扱基準の適用上「真にやむを得ない理由」に該当する支出と認めて、本件処分①に係る自立更生費控除の対象とする一方、妻が自宅で入浴できるようにするために壁面の低い浴槽に改装する浴槽購入費等○円（見積書による額。以下同じ。）については、「真にやむを得ない理由」に該当する支出と認めないとの判断をしたものであるが、こうした処分庁の裁量判断に合理性を欠くところがなかったどうかを考えるに、これらの事項に係る処分庁の検討状況については、次の事実が認められる。

(ア) 処分庁は、当初は、第3の2の(5)の決定処分において、シャワー購入費等も含めて一切の自立更生費控除を認めていなかった（本件遡及年金に相当する額の全額を返還請求した）が、○市本庁との協議を経て、自立更生費の再検討をすべく当該処分を取り消し、改めて本件処分①を行ったこと。

(イ) 当該再検討においては、処分庁は、妻の障害等に係る状況を踏まえ、自宅に設置された浴槽では壁面が高く障害のある妻の入浴が困難であったこと及び週2回の通所介護による入浴だけでは体質上「あせも」がしやすいとの申出があったことから、妻の健康保持のためには、自宅の浴室にシャワーを設置することは「真にやむを得ない理由」に該当すると判断し、シャワー購入費等○円を本件処分①に係る自立更生費控除の対象としたこと。

(ウ) 一方で、浴槽購入費等については、(イ)による浴室へのシャワーの設置及び通所介護による入浴をもってして、妻の身体の清潔保持は可能であると判断し、更なる措置として、妻が自宅で入浴できるよう壁面の低い浴槽に改装するための浴槽購入費等○円は「最低限度の生活維持に必要不可欠とまではいえない」

（第4の2の(1)）との観点から、これを「真にやむを得ない理由」に該当する支出と認めず、つまり、自立更生費控除を認めない判断をしたこと。

(エ) (ウ)の検討過程においては、処分庁は、浴槽購入費等に社会福祉協議会の貸付制度を利用することの可能性を問い合わせ、住宅資金としての貸付けであれば、月々の年金収入から必要経費控除が可能であり、この場合、審査請求人世

帯の保護費は変わらないことを確認したり、通所介護の入浴介助の回数は、本人の希望があれば増やせることを確認したり、さらに、妻の主治医、担当ケアマネージャー及びガスサービス業者の意見を聴取したりして、○市本庁と複数回連絡を取り合う等、妻にとっての浴槽改修の必要性や他の手段まで含めたその実現可能性の検討に努めていたこと。

ウ また、妻の障害等に係る状況と入浴の必要性については、妻の主治医から、次の知見が示されている。

(ア) 令和元年12月23日付け病状把握等調査表においては、「浴槽に浸かることは病状に悪影響を及ぼさないとと思われる。」と記載されていること。

(イ) 本件処分①の処分日（令和2年5月11日）以後のものとして、令和2年11月18日付け診断書（令和3年1月8日付け「弁明書に対する反論書2」に添付されたもの）においては、「特に冬季はシャワー浴のみでなく全身浴を利用することにより、特に下肢の血流改善が期待でき、神経障害の症状緩和およびADL（注：日常生活動作）向上が期待できるため、浴槽に浸かることが不可欠である。」と、令和2年11月26日付け診断書（同前。なお、(ア)の診断をした主治医によるものである。）においては、「入浴して身体をあたためることで回復に向かうものと考えられる。○ため現在の自宅にある据え置き式浴槽では入浴できない。」と、それぞれ記載されていること。

エ 以上の事実関係の下において、浴槽購入費等を自立更生費控除の対象外とした処分庁の判断が合理性を欠いているというためには、遡及年金に係る取扱基準に照らし、当該基準の適用に係る事実がその基礎を欠いているとか、あるいは、当該基準の取扱いそのものが独自の解釈による等のため社会通念に照らし妥当性を欠く点があるなど、処分庁の裁量権行使上の違法性又は不当性が認められる程度の瑕疵が認定される必要がある。

本件処分①について適用されるべき遡及年金に係る取扱基準は、アで述べるとおり、「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」を自立更生費控除の基準とし得る一般的取扱基準の場合とは異なり、「厳格に対応すること」とされ、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性」を考慮し、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象」とした上で、その例外として自立更生費控除を適用し得るかどうかについては「真にやむを得ない理由」があるのかを、処分庁は「慎重に必要性を検討すること」とされている。

処分庁は、本件基準の適用に当たり、審査請求人から申出のあったシャワーの設置及び浴槽の改装の双方の適用可能性につき、「最低限度の生活維持に必要不可欠」かどうかの観点（第4の2の(1)）から、妻の身体の清潔保持のために「真にやむを得ない」かどうかを、イのとおり検討したものと認められるところ、シャワーの設置（シャワー購入費等○円）については、妻の障害に係る状況等に鑑み、当該観点からも必要（「真にやむを得ない理由」に当たる）と裁量判断し、更に相当の費用を要する浴槽の改装（浴槽購入費等○円）については、シャワーの設置と通所介護における週2回の入浴により、上記の観点に基づく上は、妻に

必要といえる程度の清潔保持は確保されるとして、自立更生費控除を認めないとしたものである。

この処分庁の判断については、定期年金受給者との公平性の観点や踏まえた基準の厳格適用の観点及び一般的な保護の基準の適用の考え方からみたときに、直ちに合理性を欠く点があるとはいえないと考えられる。

オ 以上の認識に立った上で、当該判断の基礎とした事実認定に誤りがあるなど、当該処分庁の裁量判断に合理性を欠くといえるような特段の事情がないかどうかを引き続き検討する。

まず、審査請求人は、処分庁が自立更生費控除を認めないとの判断の合理性を基礎付ける事実の一つとして通所介護における週2回の入浴を挙げることに對し、妻は○から通所介護を支障なく受けることが不可能な実態にあるから、妻の主治医による診断書による所見において「不可欠」とされた入浴は自宅において行うほかはない中で、通所介護における週2回の入浴ができるとする事実認識を基礎としてなされた処分庁の当該判断は、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くものであると主張する。

確かに、通所介護における妻の入浴に関する本件事実認識が、浴槽設置費等について自立更生費控除を認めないとした処分庁の判断の基礎をなす事実の一つとされたことは事実であるが、少なくとも入浴の機会そのものは介護保険制度に基づく妻へのサービス提供の内容として制度的に確保されていること、○の影響により外出が困難であるとしても全く利用できないというまでの事実はないこと、また妻が希望し、かつ、適用基準に該当すれば、○の特性を踏まえた障害福祉サービス制度の活用も可能であること、また、治療上「不可欠」とされた便益を公共福祉サービスの中でどのような主体がどのような制度に基づいてどのような内容のものを提供すべきかどうかは、介護保険や障害福祉サービスも含めた福祉制度全体の問題であり、自宅での入浴を保障する浴槽改装の自立更生費控除を認めない限り、遡及年金に係る取扱基準の適用上、処分庁の判断には違法性又は不当性があると解釈されるべきとすることは、定期年金を受ける者との公平性の問題や生活保護の補足性の観点からも困難であること、処分庁は、通所介護の入浴に関する上記事実認識のみをもって自立更生費控除を認めないと判断した訳でなく、シャワーの設置（シャワー購入費等○円）に係る自立更生費控除を認めた上で、これによる清潔保持への効用も含めて、保護の基準の考えに沿って総合的に判断したこと等が認められることからすれば、審査請求人が上記主張するような、処分庁の当該判断に重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠く点があったとまではいえない。

カ このほか、審査請求人は、審理員意見書の内容に関して、当該意見書による審理員の判断の誤りについて主張する（第4の1の(1)のアの(イ)）が、審理員の判断の誤りの有無については、処分庁の違法又は不当の判断に関わる争点に該当しない限り、当審査会の評価するところではない。

その上で、処分庁が、浴槽購入費等の取扱いに係る検討過程において、イの(エ)において述べるとおり、妻にとっての浴槽改修の必要性や他の手段まで含めた実

現可能性の検討に努めていたことが認められる。

このうち、処分庁が、浴槽購入費等に社会福祉協議会の貸付制度を利用することの可能性を問い合わせ、住宅資金としての貸付けであれば、月々の年金収入から必要経費控除が可能であり、この場合、審査請求人世帯の保護費は変わらないことを確認したとあることに関し、審査請求人は、このことについて何らの教示も受けていない等をいうが、処分庁の記録によれば、審査請求人に本件制度の活用を教示したところ、その際の審査請求人からの応答としては、過去の貸付けの返済が未済となっているおそれがある等のやり取りがあったこと及び審査請求人がこの件につき「長男に確認する」とされた後は、特段のやり取りがなかったことが認められ、このことを疑う特段の事情もないことから、当該教示はなされたものと認められる。

キ よって、浴槽購入費等に係る自立更生費として控除を認めなかったことに関し、処分庁の判断が、重要な事実の基礎を欠いているとか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているといえる特段の事情は認められない。

(3) リハビリ用具等の購入費に係る自立更生費控除を認めないことの適否について

ア リハビリ用具等の購入費については、第3の3の(10)による長女の申出に係る自立更生費控除が、本件遡及年金と本件葬祭費のいずれの資力についていうものであったのかについては、処分庁と審査請求人との間で認識が異なるものの、いずれにせよ、処分庁は、当該申出に係る具体的な見積書の提出を依頼し、当該見積書は、本件処分①の処分日までに提出されなかったことが認められる。

イ 処分庁は、本件遡及年金に係る本件処分①を行うに先立ち、令和2年4月3日、当該見積書の提出を促していることが認められ、その上で、同年5月11日、見積書の提出があったシャワー購入費等を自立更生費として返還請求額から控除した本件処分①が行われたものである。

ウ 審査請求人は、シャワー購入費等の見積書と同時に、リハビリ用具等のカタログコピーに印を付けた資料を処分庁に提出したとし、処分庁がこれを受けていながら本件処分①を行ったことは、その裁量判断において、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと主張するが、当該主張するようなカタログのコピーが実際にその際に提出されたかどうかは裏付けがなく、仮に提出されていたとしても、処分庁は、あくまでリハビリ用具等に係る見積書の提出を求めていたことが認められるところ、イに述べるとおり、その提出を改めて促した上で、本件処分①を行ったことが認められる。そうした経過も踏まえ、処分庁が、当該見積書の提出を待たずに本件処分①を行ったことが、何らかの法的義務に違反するものとはいえないから、審査請求人の当該主張には理由がない。

エ このほか、審査請求人は、本件処分②に係る本件葬祭費は資力ないし収入に当たらないにもかかわらず、リハビリ用具等の自立更生費控除の対象とした処分庁の判断は、違法であると主張し、このことを本件処分①の違法性を基礎付ける事実としても主張するが、アからウまでに述べるとおり、本件処分①に違法又は不当な点は認められない上、本件処分①の後になされた本件処分②を巡る当該事情が、本件処分①の違法又は不当を基礎付ける事実になるということはないから、

審査請求人の当該主張には理由がない。

(4) 以上のとおり、(2)及び(3)については、本件処分①に係る自立更生費控除に係る処分庁の裁量判断には合理性を欠くところがなく、このほか、処分庁の本件処分①に関し違法又は不当な点は認められないから、本件処分①については、法令等の定めるところに従い適法かつ適正になされたものといえるので、審査請求人の主張にはいずれも理由がない。

## 2 本件処分②について

(1) 処分庁は、本件処分②に係る本件審査請求は、審査請求の利益を欠く不適法な請求として却下を求めると主張するが、本件処分②に係る自立更生費控除のいかんは、行政処分の内容そのものであって、法的な効力を有するものであるから、処分庁の主張は、これを採用することはできない。

(2) 後期高齢者医療葬祭費は、第5の1の(3)のとおり、後期高齢者医療条例第2条の規定により支給される給付金であり、審査請求人は、第3の2の(3)のとおり、保護受給中の平成30年11月20日に本件葬祭費として5万円の支給決定を受け、同月30日に当該給付を受けた。

亡母の葬祭費に関しては、本件給付に先立ち、審査請求人は、法第18条第1項の葬祭扶助に係る保護の対象となる「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に該当するものとしてこれを申請し、第5の2の(4)のとおり、その保護を受けたところ、その支給額は〇円であり、この内容には争いがない。

本件葬祭扶助に係る〇円は、最低限度の葬祭に要する費用として保護基準の範囲内で支給されたものであり、審査請求人も述べるとおり、本件葬祭費がその目的どおりに亡母の葬祭に係る経費の原資とされたことからみても、本件保護との関係でいえば、審査請求人が有していた後期高齢者医療条例に基づく本件葬祭費に係る5万円の請求権は、当該保護を受けた葬祭扶助の対象たる最低限度の葬祭に要する費用に充てられるべき資力であったと認められる。

(3) 審査請求人は、本件葬祭費は、葬祭のために特別の給付を行うものであり、そもそも資力ないし収入に当たらないとし、仮に資力に当たるとしても、葬祭のために全て使用し尽くした以上は、保護費の過払が発生したと判断する余地はないと主張するが、本件処分②においてなされたように、自立更生費控除の結果、返還請求額が〇円となることはあっても、本件葬祭費が、そもそも資力に当たらず、又は資力に当たるとしてもその全部が目的どおりに費消された場合には、法第63条の規定の対象たる資力としての性質を失うとする主張は、本件においてみると、いわば、最低限度の費用として支給されるべき本件葬祭扶助に係る保護基準の実質的な上乗せを求める主張にほかならないといえるから、当該主張は、法及び保護基準に適合しない法的根拠を有しない主張というほかはない。

(4) さらに、審査請求人は、本件葬祭費は資力ないし収入に当たらないとする主張を前提に、リハビリ用具等の購入費は、本件処分②ではなく、本件処分①に係る自立更生費として認められるべきであると主張するが、本件葬祭費は資力ないし収入に当たらないとする主張については、(3)のとおり理由がないものであり、その他の審査請求人の主張についても、当該主張に係る事実がどのような法的な理由により、

本件処分②の違法又は不当を構成するというのかが明らかでないが、処分庁は、法第63条の規定による費用返還についての一般的取扱基準を適用し、リハビリ用具等の購入費を亡母の葬祭関係費用とともに、社会通念上容認される程度のものであると判断し、これを本件処分②に係る自立更生費控除として認めた事実に関する処分庁の当該裁量判断に何らかの違法又は不当な点は認められない。

(5) 以上のとおり、本件処分②については、法令等の定めるところに従い適法かつ適正になされたものといえるので、審査請求人の主張にはいずれも理由がない。

### 3 結論

以上の理由から、本件審査請求には、いずれも理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

#### 京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳